

令和 7 年度個人情報保護委員会調達改善計画の自己評価（概要）
（対象期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）

令和 8 年 月 日
個人情報保護委員会

第 1 一者応札の改善

令和 7 年度は、以下の取組を実施

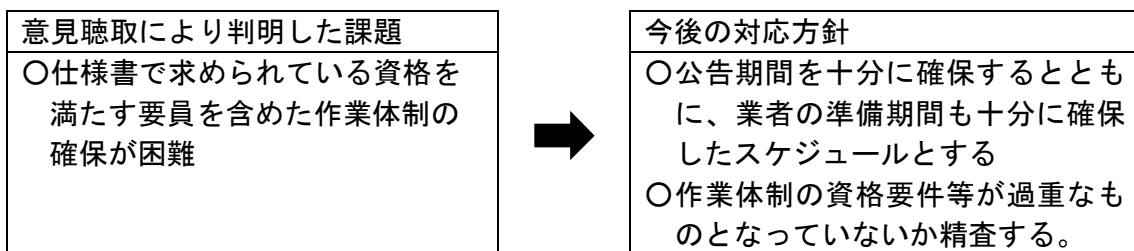
令和 6 年度に一者応札だった 16 事業のうち、令和 7 年度も調達を行うこととなった 5 事業について、前年度のセルフチェックリストを踏まえ、適切な調達手法等を検討
→前年度以上の公告期間の確保や事業者への声掛けにより、2 事業が複数者応札に改善

第 2 事後の検証の実施・強化

令和 7 年度は、以下の取組を強化

一者応札に対する事後の検証

→一者応札であった 8 事業を対象として開札後において、セルフチェックリストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施



	競争入札	競争入札に占める一者応札の割合	
		一者応札	
令和 6 年度	43 事業	16 事業	37.2%
令和 7 年度	38 事業	8 事業	21.0%

第 3 随意契約の事前審査の実施

競争性のない随意契約について、個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施

第 4 調達における公告期間の確保の徹底

総合評価落札方式の調達の場合には、公告期間を 30 日以上確保

第 5 その他の取組

- ①前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における共同調達を実施
- ②契約状況について、外部有識者からの意見を聴取
- ③オープンカウンター方式の実施

以上

重点的な取組、共通的な取組

令和7年度の調達改善計画										令和7年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)					
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		実施(予定)時期	実施した取組内容	進捗度※2	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的				定性的			
○		一者応札の改善	・入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取 ・聴取した意見を基に原因を分析し、次回以降の調達に活用 ・財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施 ・事業者への積極的な声掛けを実施する。 ・未執行案件を把握して、早期執行に努める。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早める。	表2において、一者応札が複数あり、原因分析による改善の効果が大きいと考えられたため。	A	H29	・全ての一者応札について原因分析を行い、各調達ごとに、その内容等の見直し、事後の検証を行うとともに、その結果を踏まえた改善や調達手法の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・令和7年度に一者応札であった8事業を対象に意見聴取を実施し、要因分析と今後の対応策について検討を行った。 ・令和6年度から2事業が改善	-	・調達スケジュールを前倒す等して、事業者の作業期間を確保 ・仕様書の要件緩和及び参加資格の等級の拡大等の応札可能事業者の拡大策の検討 以上の他、更なる改善の検討が必要	本取組を引き続き実施する。	
○		一者応札の改善 (経常的な一者応札)	・過去3年間を通じて一者応札となった案件については、経常的な一者応札案件とみなし、ヒアリング等を通じて、個別具体的に着目・分析することにより改善を図る。また、個別案件ごとに要因分析を記載した一者応札案件の一覧の作成等を行い、把握に努める。 ・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応を検討し、参加可能な事業者の範囲を拡大する。 ・事業者への積極的な声掛けを実施する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早める。	経常的な一者応札案件について、個別具体的に要因分析等を行うことにより、改善の効果が大きく見込まれるため。	A	R2	・経常的な一者応札案件について個別的に案件を抽出し、分析等を行い調達手法等の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・過去3年間を通じて一者応札となった案件については、経常的な一者応札案件とみなし、ヒアリング等を通じて、個別具体的に着目・分析することにより改善を図った。また、個別案件ごとに要因分析を記載した一者応札案件の一覧の作成等を行い、把握に努めた。	-	・調達スケジュールを前倒す等して、事業者の作業期間を確保 ・仕様書の要件緩和及び参加資格の等級の拡大等の応札可能事業者の拡大策の検討 以上の他、更なる改善の検討が必要	本取組を引き続き実施する。	
○		一者応札の改善 (情報システムに関する調達の改善)	・仕様書の内容や契約方法の見直しに加え、事業内容の見直しを行うことにより、競争性のある事業への改善を図る。 ・一者応札になった案件については、事業者よりヒアリングを行うことで原因を分析する。 ・業者への積極的な声掛けを実施する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早める。	令和5年度において、情報システムに関する契約案件5件のうち4件(8割)が一者応札であり、改善の効果が大きく見込まれるため。	A	H31	・仕様書の作業要員が過大になっていないか等、要件緩和を図る。 ・より詳細な情報提供に努める。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応を検討し、参加事業者の範囲を拡大した。 ・一者応札になった案件については、事業者よりヒアリングを行うことで原因分析を行った。	-	・調達スケジュールを前倒す等して、事業者の作業期間を確保 ・仕様書の要件緩和及び参加資格の等級の拡大等の応札可能事業者の拡大策の検討 以上の他、更なる改善の検討が必要	本取組を引き続き実施する。	
○		随意契約の事前審査の実施	・競争性のない随意契約については、原則として個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	競争性のない随意契約については、その妥当性を精査し、適否等について十分に確認する必要があるため。	A	H29	競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・競争性のない随意契約については、原則として個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施した。	-	-	本取組を引き続き実施する。	
○		調達における公告期間の確保の徹底	・公表・公告期間を30日以上確保(総合評価落札方式)	事業者への時間的配慮を行うことにより、入札者数の増加を図り、競争性を向上させるため。	A	H31	調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認する。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・公表・公告期間を30日以上確保した。(総合評価落札方式)	-	・総合評価落札方式に係る調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認	特に課題等はなし。	本取組を引き続き実施する。
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	・一者応札案件については、各担当企画官等がセルフチェックリストに基づいてその要因分析、次回調達時の改善策の検討を行う。 ・要因分析、改善策、改善策を実行した結果を一覧化して、データベース化(共有化)することにより、更なる改善に努める。 ・外部有識者による重点的な審査を行い、指摘事項について改善案を作成・実行する。 ・創業10年未満の中小企業からの調達を拡充する。		A	H30	・一者応札案件について、要因分析、改善策の検討、改善策を実行した結果を一覧化し、以降の調達時の検討に活用する。 ・少額随契において創業10年未満の中小企業から見積依頼を実施するとともに、該当企業に対して入札への声掛けを行う。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・一者応札であった案件については、開札後にセルフチェックリストに基づいて入札手続の妥当性等を確認 ・個人情報保護委員会入札等監視委員会(行政事業レビュー)による審査を実施 ・少額随契においては創業10年未満の中小企業から見積依頼を実施	・令和7年度に一者応札であった8事業を対象として開札後において、セルフチェックリストによる入札手続の妥当性等のチェックプロセスを実施 ・少額随契においては創業10年未満の中小企業から見積依頼を1件実施	・令和6年度の契約状況に対し、有識者より意見聴取を実施	創業10年未満の中小企業の新規開拓を継続して行う。	本取組を引き続き実施する。
○		調達事務のデジタル化の推進	・電子調達システムによる電子入札の更なる促進を図るため、紙での入札を希望する事業者に対して、電子入札への移行を勧奨する。 ・電子入札により落札した事業者に対しては、原則として電子契約で対応可能か確認する。 ・電子調達システムを導入していない事業者に対して、導入を促す理由を確認する。 ・見積書や請書等の徴取に当たっては、押印を省略して電子メールで提出するよう事業者に対して呼びかけを行う。		A	R4	・前年度の電子入札率・電子契約率を上回ることを目標とする。 ・押印を省略した見積書や請書等の推進を図る。	R8年3月まで	R8年3月まで	A	・紙で入札した事業者に電子入札できない理由のヒアリングを実施した。 ・見積書や請書の押印が省略可能である旨を事業者に向けて積極的に周知を行った。 ・電子入札により落札した事業者に対しては、電子契約を推奨した。	・令和6年度は、電子入札率が85.7%であったが、令和7年度では89.4%に増加した。 ・令和6年度は、電子契約率が36.8%であったが、令和7年度では73.6%に増加した。	・押印を省略することで、見積書や請書等を電子メールで受領	・電子調達システムを導入しているが利用していない事業者が見受けられるため、当該事業者に対し、電子調達システムの利用促進のため声掛けを行う。 ・電子入札により落札した事業者に対しては、引き続き電子契約を推奨する。	本取組を引き続き実施する。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日「デジタル庁」等)。
 電子入札率=電子応札案件数÷電子入札案件数
 ・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な案件数(紙と電子の混合も含む)
 ・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数
 電子契約率=電子契約案件数÷(電子応札案件数+電子入札による電子契約案件数)
 ・電子契約案件数:契約確定案件数のうち、「契約書」または「請書」を「電子」で実施した案件数
 ・電子入札による電子契約案件数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した案件数(電子契約案件数の内数)

※1 難易度
 A+:効果的な取組
 A:発展的な取組
 B:標準的な取組

※2 進捗度
 ・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組
 ・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組
 ・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、または計画に記載した内容の検討を開始するまでにどまった取組

その他の取組

調達改善計画		令和7年度末自己評価結果(対象期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
契約の事後検証の実施 ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に2回、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。	継続	-	入札等監視委員会(行政事業レビュー)の外部有識者から意見を聴取し、次回以降の調達に反映
汎用的な物品・役務における共同調達等 ・汎用的な物品・役務における共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、共同調達の拡大及び品目の増加に努める。	継続	-	前年度に引き続き、汎用的な物品・役務における内閣府本府等との共同調達を実施
オープンカウンター方式の実施 ・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により調達の競争性、公平性の確保を図る。	継続	-	他省庁より情報収集を行い、少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式を実施

一者応札の要因分析一覧		
件名	要因(※入札説明書を取り寄せたが応札しなかった者からの聞き取り結果)	対応策
令和7年度 個人情報保護委員会>Contactセンターシステム運用・保守業務	当該システムに合致したスキルを保有した要員を含めた作業体制の確保が困難であった。	公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。作業体制の資格要件等が過重なものとなっていないか精査する。
令和7年度 保護評価システムに係る運用・保守業務	当該システムに合致したスキルを保有した要員を含めた作業体制の確保が困難であった。	公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。作業体制の資格要件等が過重なものとなっていないか精査する。
令和7年度 ソーシャルメディア等に係る情報提供業務	開発事業者以上の提案や価格を提示することが困難であった。	事業の見直しを行い、令和8年度以降は実施しないこととしたため、次回の調達実施はない。
個人情報保護委員会庁舎移転プロジェクトマネジメント・基本設計及び実施設計等業務	作業体制の確保が困難であった。	移転は令和7年度中に完了するため、次回の調達実施はない。
令和7年度報告受付管理システムの機能改修に係る設計・開発等業務	当該システムに合致したスキルを保有した要員を含めた作業体制の確保が困難であった。	公告期間を十分に確保するとともに、業者の準備期間も十分に確保したスケジュールにする。作業体制の資格要件等が過重なものとなっていないか精査する。
令和7年度地方公共団体向け個人情報の紛失・漏えい事案に対する対処訓練業務	示された訓練スケジュールでは、準備期間が短く、訓練を実施する体制の確保が困難であった。	業者の準備期間を十分に確保した入札スケジュールにする。
グローバル越境プライバシールール（GCBPR）システムの普及促進に関する調査業務	作業体制の確保が困難であった。	業者の準備期間を十分に確保した入札スケジュールにする。
個人情報保護委員会庁舎移転に伴う電話設備等の購入及び移設等業務	作業体制の確保が困難であった。	移転は令和7年度中に完了するため、次回の調達実施はない。